

## 白井市コミュニティバス広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白井市コミュニティバスに掲載する広告の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する車両等)

第2条 広告は、全ての白井市コミュニティバス運行車両内に掲載する。ただし、車両点検時等に使用する予備車両は除くものとする。

(広告掲載期間)

第3条 広告掲載期間は、1月を単位とし、連続して掲載する期間は当該年度内とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

(広告掲載の規格及び広告掲載料)

第4条 広告掲載の規格及び広告掲載料は、別表のとおりとする。

2 広告掲載料の計算は、月を単位とする。

3 広告掲載料の計算に当たっては、掲載開始日の属する月から掲載終了日の属する月までの月数に、1月当たりの広告掲載料を乗じて算出するものとする。

4 公益上の必要があるため掲載させる国、地方公共団体及び公共的団体等については、広告掲載料を免除する。

(広告掲載の優先順位)

第5条 掲載枠数を超える申込みがあった場合の広告掲載の優先順位は、次の各号の順序によるものとする。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 公共的団体等

(3) 市内に事務所を有する法人若しくは団体又は市内の個人事業者

(4) 市外に事務所を有する法人若しくは団体又は市内の個人事業者

(5) その他市長が適当と認めるもの

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、広報紙、市ホームページ等で周知の上、行うものとする。

2 市長は、募集を行うに当たって、広告会社等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み等)

第7条 広告の掲載を希望するものは、当該広告の掲載を始めようとする月の1月前までに白井市コミュニティバス広告掲載申込書(別記第1号様式)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、白井市広告掲載基準に照らして審

査の上、広告掲載の可否を決定し、申込者に対し、白井市コミュニティバス広告掲載決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第8条 広告主（広告掲載を可とする旨の決定の通知を受けたものをいう。以下同じ。）は、広告掲載期間の広告掲載料の全額を指定された期日までに納付しなければならない。

（広告掲載の取下げ）

第9条 広告主は、自己の都合により、白井市コミュニティバス車内への広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、白井市コミュニティバス広告掲載取下げ申出書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げるときは、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

（広告の移動等に係る協議）

第10条 市長は、効率的に広告を掲載するため、すでに掲載されている広告を移動させる必要があると認めるときは、当該広告の広告主に対し、協議を求めるものとする。

（広告の撤去）

第11条 広告の掲載期間が終了したときは、広告主は速やかに広告を撤去するものとする。

（広告主の責任）

第12条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容及びデザイン等が第三者の権利を侵害するものでないこと並びに広告の内容及びデザイン等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

（費用負担等）

第13条 広告の作成及び広告の貼付作業に係る費用は、広告主の負担とする。

2 広告掲載期間が終了したとき又は掲載を取り下げたときの広告の撤去費用、処分費用及び原状に復する費用は、広告主が負担しなければならない。

3 広告主は、広告の撤去作業等に起因して、車両等に傷等が生じたときは、原状に復さなければならない。

4 広告掲載期間中にバス事業者の責めにおいて広告の破損等が生じたときは、バス事業者が原状に復さなければならない。ただし、天災その他不可抗力による場合は、この限りではない。

（広告掲載決定の取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載の決定を取り消すことができる。この場合において、既に納付済みの広告掲載料がある場合は、当該広告掲載料は返還しないものとする。

（1） 広告が白井市広告掲載基準を満たさなくなったとき。

(2) 広告主が指定された期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載が適切でないと判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合は、白井市コミュニティバス広告掲載決定取消通知書（別記第4号様式）により、当該取消しの決定を受けたものに通知するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

種類	規格（mm）	広告掲載料（1セットにつき）
車内広告	B3・横 (364×515)	月額1,000円 (消費税等相当額を含む)

※規格について、広告主がA3・横（297mm×420mm）を希望する場合は、別途協議の上、決定する。

※1セットはバス1台につき1枠ある広告枠の4台分で1つのセットとする。

別記第1号様式（第7条第1項関係）

白井市コミュニティバス広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）白井市長

申込者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
（代表者）

白井市コミュニティバス広告の掲載について、白井市コミュニティバス広告掲載取扱要綱を遵守の上、下記のとおり申込みます。

記

広告掲載者の情報	
法人・団体名	
事業所の所在地	
代表者	
業 種	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
掲載希望期間（掲載期間は1月単位） 年 月から 年 月（ 箇月）	
その他	

添付書類

- （1） 掲載予定の広告の写し
- （2） その他市長が必要と認めるもの

別記第2号様式（第7条第2項関係）

白井市コミュニティバス広告掲載決定通知書

第 号  
年 月 日

様

白井市長

年 月 日付けで申込みのあった白井市コミュニティバス広告掲載について、掲載・否掲載 を決定したので通知します。

記

1 広告掲載期間

年 月 日 から 年 月 日

2 広告掲載料

円

3 納入方法

年 月 日までに同封の納入通知書によりお支払い下さい。

4 広告原稿

広告原稿は、年 月 日までに提出してください。

5 その他

(1) 上記の広告掲載期間以後も広告掲載を希望するときは、白井市コミュニティバス広告掲載申込書にて申込みをしてください。

(2) 指定された期日までに広告掲載料が支払われないときや、白井市広告掲載基準を満たさなくなったときは、白井市コミュニティバス広告掲載取扱要綱第14条の規定により、広告掲載の決定を取消します。

6 否掲載理由

別記第3号様式（第9条第2項関係）

白井市コミュニティバス広告掲載取下げ申出書

年 月 日

（宛先）白井市長

申込者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
（代表者）

白井市コミュニティバス広告掲載取扱要綱第9条第1項の規定により、 年 月まで掲載予定の広告を取り下げます。

記

法人・団体名	
事業所の所在地	
代表者	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
理由	

別記第4号様式（第14条第2項関係）

白井市コミュニティバス広告掲載決定取消通知書

年 月 日

様

白井市長

年 月 日付け 第 号で決定した白井市コミュニティバスの広告掲載について、下記のとおり決定を取り消したので通知します。

記

1 取消年月日

年 月 日

2 取消理由